

別紙

諮問第1051号

答 申

1 審査会の結論

「庁内管理業務日誌（委託警備会社が作成した報告書を含む。）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日まで及び平成 28 年 8 月 2 日の総務局総務部総務課警備担当が作成した『庁内管理業務日誌（委託警備会社が作成した報告書を含む。）』」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成 28 年 10 月 5 日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

東京都知事の処分は公権力の濫用であり、非開示決定等は憲法違反である。

都庁周辺の手抜き警備は明確である。都庁周辺警備を放置する警備業者、公務員は職務放棄である。知事選挙の立候補関係書類を受け取りに赴いても、政策宣伝車を警備会社及び警備公務員が妨害した。明らかに政治活動の妨害で、職権濫用である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の説明は、以下のとおりである。

（1）庁内警備業務について

実施機関が行う警備業務は、東京都庁第一本庁舎、東京都庁第二本庁舎及び東京都議会棟敷地内における庁内（庁舎及びその敷地をいう。以下同じ。）管理及び宿直業務に関することであり、東京都庁内管理規則（昭和45年5月9日東京都規則第92号。以下「庁内管理規則」という。）に基づき、総務局総務部総務課警備担当が所管しており、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防を図り、もって公務の円滑な遂行を期することを目的とする。

（2）対象公文書について

「庁内管理業務日誌（委託警備会社が作成した報告書を含む。）」に当たる公文書は、巡視が作成する巡視日誌及び委託警備会社職員が作成する報告書である。巡視が作成する巡視日誌は、東京都巡視勤務規程5条3項の規定に基づき作成しなければならないものであり、委託警備会社職員が作成する報告書は、27財経二契第734号の2「庁内警備等業務委託」の仕様書8項により作成することとなっている。これらは、日ごとに紙媒体で作成し、ファイルにとじて保管しているが、上記規程等に基づく特定の様式は存在せず、任意様式となっている。また、これらの資料は、東京都文書管理規則別表（第四十七条関係）に基づいて総務局総務部総務課において作成している文書管理基準表のうち「庁内管理関係資料」に分類され、保存期間は1年となっている。

（3）一部開示決定について

本件開示請求は対象公文書の記載内容の一部が条例7条2号、4号及び6号に該当するため、以下のとおり当該箇所を非開示としたものである。

ア 契約業者職員（委託警備会社職員）の氏名及び警備等で取り扱った者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例7条2号に該当する。

イ 契約警備業者職員（委託警備会社職員）の印影は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、また、偽造等による犯罪の予防等に支障を来すおそれがあることから、条例7条2号及び4号に該当する。

ウ 対象公文書は、日々の警備業務の実態が詳細に記された資料であり、「警備員の配

置・人員など警備体制に関わること」、「警備時間・業務時間に関すること」、「具体的な指示・内容・報告に関すること」及び「庁内管理業務のうち重要な内容に関すること」を公にすることにより、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、条例7条4号に該当する。

さらに、これらの情報は庁内管理業務に関する重要な情報であり、公にすると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月 2日	諮問
平成30年 6月18日	新規概要説明（第190回第二部会）
平成30年 7月20日	実施機関から理由説明書を收受
平成30年 7月24日	審議（第191回第二部会）
平成30年 9月28日	審議（第192回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 庁内警備業務について

庁内管理規則1条は、「庁内（庁舎及びその敷地をいう。以下同じ。）における秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防を図り、もって公務の円滑な遂行を期する」ことを庁内管理業務の目的としている。また、同規則3条により、「第一本庁舎、第二本庁舎、都議会議事堂及びこれらの建物に附属する建物並びにその敷地（都議会の用に供する部分を除く。）」の庁内管理者は、総務局総務部長とし、同規則4条により、「庁内管理者は、…巡視その他所属職員を指揮監督し、庁内管理の責に任ずるものとする。」としており、その具体的な所管部署は、総務局総務部総務課である。また、その他の条文において、庁内における「禁止事項等」、「庁内の使用又は立入りの禁止」、「物品の搬入、搬出」、「門扉の開閉」など、同規則1条の目的を達成するために必要な事項が定められている。さらに、東京都巡視勤務規程（昭和31年4月1日訓令甲第12号）は、庁内管理に従事する巡視の勤務について定めており、同規程において、「庁内の巡回」、「庁内の監守」、「外来者の措置」、「庁内の秩序維持」、「遺失物の取扱」、「災害時の処置」のほか「巡視日誌の作成」など、巡視の具体的業務に関する事項が規定されている。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る本件開示請求に対し、実施機関は、「平成28年7月1日から同年同月31日まで及び同年8月2日の総務局総務部総務課警備担当が作成した『庁内管理業務日誌』（委託警備会社が作成した報告書を含む。）」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定した。

実施機関は、本件対象公文書中、別表に掲げる本件非開示情報1から3について、別表に掲げる非開示理由により一部開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定して

おり、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、契約業者職員（委託警備会社職員）及び警備等で取り扱った者の氏名であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、契約業者職員（委託警備会社職員）の印影であり、公にすることにより、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があることから、条例7条4号に該当し、同条2号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が本件対象公文書について見分したところ、当該公文書は、巡視職員及

び契約業者職員（委託警備会社職員）が作成した日々の警備業務の実施状況に関する報告書から構成されており、警備員の勤務人員、警備配置場所、業務連絡手段、巡回時間及び勤務時間などの警備体制や警備に関する具体的な手法や技術のほか、火災などの事故の予防や美観の保持などを目的とした庁内管理に関する重要な情報が詳細に記載されていることが確認された。

これらの情報を公にすることとなると、庁内警備及び庁内管理の手法や体制が明らかになり、将来における危険な行為や不適法な行為が容易となるおそれ、警備業務を阻害し適正な実施を妨げるおそれなど庁内における犯罪予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるとともに、火災の予防や美観の保持など庁内管理規則に基づく庁内管理業務の適正な遂行についても支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件非開示情報 3 は条例 7 条 4 号及び 6 号に該当し、非開示が妥当である。

その他、審査請求人は審査請求書において種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表 非開示とした部分及び非開示理由

本件 非開示 情報	非開示とした部分	非開示理由
1	契約業者職員(委託警備会社職員)の氏名及び警備等で取扱った者の氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(7条2号)
2	契約業者職員(委託警備会社職員)の印影	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(7条2号) 偽造等による犯罪の予防に支障を来すおそれがあるため(7条4号)
3	警備員の配置・人員など警備体制に関すること	庁内における警備及び庁内管理の手法や体制が明らかになり、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあるため(7条4号) 庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防といった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(7条6号)
	警備時間・業務時間に関する こと	
	具体的な指示・内容・報告に 関すること	
	庁内管理業務のうち重要な 内容に関する こと	